（第二面） 申請者等の概要 【1．申請者】～【5．建設住宅性能評価を希望する性能表示事項】　（略） 【6．長期使用構造等であることの確認の要否】　□要　□不要 【7．備考】 （略） （注意） 1．・2．（略） 3．第二面関係 ①～③　（略） ④　6欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第１項の規定による長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第２条第４項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認の要否について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑤　6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、７欄に新築の時期について記載してください。増築・改築をした場合においては、その時期を併せて記載してください。 4．第三面関係 ①　第二面6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、かつ、２欄において「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、６欄に区分所有住宅であるかどうかについて記載してください。 ②　ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、５欄又は別紙に記載して添えてください。 5．（略） （略）	（第二面） 申請者等の概要 【1．申請者】～【5．建設住宅性能評価を希望する性能表示事項】　（略） 【6．備考】 （略） （注意） 1．・2．（略） 3．第二面関係 ①～③　（略） （新設） （新設） 4．第三面関係 ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、５欄又は別紙に記載して添えてください。 5．（略） （略）

附　則

この命令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項、第二十二条、第二十三条第二項（同法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信
法務大臣　葉梨　康弘

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。